

佐賀県情報公開条例に基づく処分に係る審査基準

佐賀県情報公開条例（昭和 62 年佐賀県条例第 17 号。以下「条例」という。）に基づき知事が行う処分に係る佐賀県行政手続条例（平成 7 年佐賀県条例第 28 号）第 5 条第 1 項の規定による審査基準は、次のとおりとする。

第 1 開示決定等の審査基準

条例第 10 条の規定による全部若しくは部分の開示決定又は不開示の決定（以下「開示決定等」という。）は、次により行う。

- 1 全部又は部分の開示する旨の決定は、次のいずれかに該当する場合に行う。
 - (1) 開示請求に係る公文書に不開示情報が記録されていない場合
 - (2) 開示請求に係る公文書の一部に不開示情報が記録されている場合であって、当該不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるとき。ただし、この場合には、不開示情報が記録されている部分を除いて開示する。
 - (3) 開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上、特に開示する必要があると認めるとき。
- 2 開示しない旨の決定（開示請求を拒否する決定及び開示請求に係る公文書を管理していないことを理由とする開示しない決定を含む。）は、次のいずれかに該当する場合に行う。
 - (1) 開示請求に係る公文書に記録されている情報全てが不開示情報に該当し、全て不開示とする場合（不開示情報に該当する部分を、それ以外の部分と容易に区分して除くことができない場合を含む。）
 - (2) 条例第 10 条第 5 項の規定により開示請求を拒否する場合
 - (3) 開示請求に係る公文書を、実施機関（条例第 2 条第 1 項に規定する実施機関をいう。以下同じ。）において管理していない場合又は開示請求の対象が条例第 2 条第 2 項に規定する公文書に該当しない場合
 - (4) 開示請求の対象が、訴訟に関する書類及び押収物など他の法令等の規定により行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）の規定の適用が除外され、又は佐賀県立図書館その他県等の施設において県民の利用に供することを目的として管理している公文書である場合
 - (5) 開示請求書に条例第 8 条第 1 項各号に規定する事項の記載に不備があるなど、開示請求に形式的な不備がある場合（当該不備を補正することができると思われる場合には、原則として、開示請求者に補正を求めるものとする。）
 - (6) 権利濫用に関する一般法理が適用される場合
- 3 開示決定等に係る次の表の左欄に掲げる事項の判断は、同表の右欄に掲げる

基準に基づき行う。

判断事項	基準
公文書に該当するかどうか	第2 公文書該当性の判断基準
開示請求に係る公文書に記載されている情報が不開示情報に該当するかどうか	第3 不開示情報該当性の判断基準
部分開示をすべきかどうか	第4 部分開示に関する判断基準
裁量的開示をすべきかどうか	第5 裁量的開示に関する判断基準
公文書の存否を明らかにせずに開示請求を拒否すべきかどうか	第6 公文書の存否に関する情報についての判断基準

第2 公文書該当性の判断基準

開示請求の対象が条例第2条第2項に規定する「公文書」に該当するかどうかは、次の基準により判断する。

1 「実施機関が作成し、又は取得した」とは、法令等により実施機関の職員に与えられた任務や権限の範囲内において作成し、又は取得したものをいい、文書管理のための帳簿に記載すること、收受印を押すこと、決裁又は供覧を受けること等の手続的な要件を満たすことを要するものではない。

2 「文書、図画及び写真並びに電磁的録」とは、実施機関において現に事務及び事業において用いられている記録の形式を網羅するものである。

「文書、図画及び写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）」とは、紙の文書のほか、図面、写真、これを写したマイクロフィルムが含まれる。

「電磁的記録」とは、電子的方式、電磁的方式その他の知覚によって認識することができない方式で作られた記録を指し、電子計算機による情報処理の用に供されるいわゆる電子情報の記録だけでなく、録音テープ、ビデオテープ等のように内容の確認に再生用の専用機器を用いる必要のある記録も含まれる。また、電子計算機による情報処理のためのプログラムについても、電磁的記録に該当する。

なお、電磁的記録には、ディスプレイに情報を表示するため一時的にメモリに蓄積される情報、ハードディスク上に作業のために一時的に作成されるファイル等は含まれない。

3 「実施機関が組織的に用いるもの」とは、実施機関の組織において業務上必要なものとして利用、管理されている状態、いわゆる組織として共用する文書の実質を備えた状態のものを意味する。そして、作成又は取得に関与した職員個人の段階にとどまるものは含まない。

4 「実施機関が管理しているもの」とは、実施機関がそれぞれ定めている文書管理規程等の規定するところにより、公的に管理しているもの、すなわち、開示請求時点において、実施機関が公的に所持する（組織的に公文書の利用、提供、廃棄等の取扱いについての決定権限を有する）状態にあるものをいう。

なお、保存期間が過ぎても廃棄処分がなされずに、事実上の管理状態にある

文書等についても、この管理しているものの範囲に含まれる。

- 5 公文書に該当するかどうかは、次に掲げる公文書の状態及び公文書となる時点から判断する。

なお、電磁的記録の公文書該当性についても、これと同様である。

(1) 公文書の状態

次の事項の全てに該当するかどうかを踏まえて判断する。

ア 文書の作成又は取得の状況（職員個人の便宜のためにのみ作成し、又は、取得するものであるかどうか、直接的又は間接的に所属長等の指示等の関与があったものであるかどうか。）

イ 当該文書の利用の状況（業務上必要として他の職員又は部外に配布されたものであるかどうか、他の職員がその職務上利用しているものであるかどうか。）

ウ 管理の状況（専ら当該職員の判断で処理できる性質の文書であるかどうか、組織として管理している職員共用の保存場所で保存されているかどうか。）

(2) 公文書となる時点

組織における文書の利用及び保管の実態により判断されることとなるが、例えば、①決裁を要するものについては起案文書が作成され、回議に付された時点、②会議に提出した時点、③申請書等が実施機関の事務所に到達した時点、④組織として管理している職員共用の保管場所に保管した時点等が一つの目安となる。

第3 不開示情報該当性の判断基準

開示請求に係る公文書に記録されている情報が不開示情報に該当するかどうかは、次の基準により判断する。

なお、当該判断は、開示決定等を行う時点における状況に基づき行う。

1 個人に関する情報についての判断基準

個人に関する情報（条例第6条第1号）については、次の事項を踏まえて判断する。

- (1) 「個人に関する情報」は、個人（死亡した者を含む。）に関する情報であって、次に該当するものをいう。ただし、事業を営む個人の当該事業に関する情報は含まない。

ア 個人の属性、人格や私生活に関する情報

イ 個人の知的創作物に関する情報

ウ 組織体の構成員としての個人の活動に関する情報

- (2) 「その他の記述等」は、氏名及び生年月日以外の記述等であって、次に該当するものなどをいう。

ア 個人別に付された番号その他の符号等

イ 映像及び音声（特定の個人を識別することができる場合に限る。）

- (3) 「特定の個人を識別することができる」とは、当該情報の本人である特定

の個人が誰であるかを識別することができる場合をいう。

- (4) 「他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む」には、当該情報のみでは特定の個人を識別できない場合であっても、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができる場合が該当する。照合の対象となる「他の情報」は、次に該当するものが考えられる。

ア 公知の情報

イ 図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報

ウ 個人の近親者、地域住民等であれば保有している、又は入手可能であると通常考えられる情報

- (5) 「開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の特定の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」には、匿名の作文や無記名の個人の著作物のように、個人の人格と密接に関連するなど、開示すれば財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるものが該当する。

- (6) 法令等の規定により又は慣行として公にされている情報

法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報については、次の事項を踏まえて判断する。

ア 「法令等の規定」は、何人に対しても等しく当該情報を開示することを求めている規定に限られ、特定の範囲の者に限り当該情報を開示することを定めている規定は含まれない。

イ 「慣行として公にされている情報」には、事実上の慣習として知ることができ、又は知ることが予定されているものが該当する。

ウ 「公にすることが予定されている情報」には、実際には公にされていないが、将来的に公にすることが予定されているものが該当する。

- (7) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

個人に関する情報についても、不開示することにより保護される個人の権利利益よりも、人の生命、健康等の保護の必要性が上回る時には、当該個人に関する情報を開示する必要性と正当性が認められる。また、現実には人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来、これらが侵害される蓋然性の高い場合も含まれる。

なお、この判断に当たっては、開示することの利益と開示されないことの利益との調和を図ることが重要であり、個別の事案に応じて慎重な検討が必要である。

- (8) 職務遂行情報に係る公務員等の職、氏名及び職務遂行の内容

公務員等の職、氏名及び職務の遂行に係る情報については、次の事項を踏まえて判断する。

ア 「公務員等」とは、行政機関その他の国の機関、独立行政法人、地方公

共団体、地方独立行政法人、土地開発公社等の役員又は職員をいい、一般職又は特別職であるか、常勤又は非常勤であるかの別を問わない。

イ 「職務の遂行に係る情報」には、公務員等が行政機関その他の国の機関、独立行政法人、地方公共団体、地方独立行政法人、土地開発公社等の一員として、その担当する職務を遂行する場合における当該職務の遂行についての情報が該当する。この職務遂行に係る情報は、「公務員等の氏名」、「職名」及び「職務遂行の内容」によって構成されるものが多く、これらの機関の諸活動についての説明責任を全うする観点から、公務員等の氏名、職名及び職務遂行の内容は、当該公務員等の個人情報として不開示情報としない。ただし、公安委員会規則で定める職にある警察職員（警察法（昭和 29 年法律第 162 号）第 34 条及び第 55 条に規定する職員をいう。）の氏名は、開示の対象とはしない。

ウ 県の機関等の交際費及び食糧費の支出に関する情報については、県の機関等の一層の情報公開を進めるという観点から、当該支出の相手方の職及び氏名並びに支出の内容に関する情報は、個人情報として不開示情報としない。ただし、次に掲げる個人の権利利益を害する情報と通常認められるものは、開示の対象とはしない。

(ア) 病気見舞いの支出に係る公文書に用いられた当該支出の相手方の所属名、職名及び氏名に係る情報

(イ) 企業誘致活動に伴う食糧費の支出に係る公文書に記載された情報のうち、相手方との信頼関係又は協力関係が損なわれるおそれがあるもの

(ロ) 実施機関が開示する旨の規定を定める前に執行した交際費又は食糧費の支出に係る公文書に用いられた当該支出の相手方の所属名、職名及び氏名に係る情報のうち、次に掲げるもの

a 個人の社会生活に具体的な支障が生ずるおそれがあるもの

b 個人が開示されることについて受忍する義務がないもの

c 個人が所属する法人等の事業活動の内容が明らかとなり、当該法人等の事業活動に不利益が生ずるもの

d a から c までに掲げるもののほか、個人又は個人が所属する法人等の権利利益を害することが通常認められるもの

2 行政機関等匿名加工情報等についての判断基準

行政機関等匿名加工情報等（条例第 6 条第 2 号）には、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 60 条第 3 項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第 4 項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。）又は同法第 107 条第 4 項に規定する削除情報が該当する。

3 法人その他の団体に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報についての判断基準

(1) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政

法人を除く。)に関する情報等(条例第6条第3号本文)については、次の事項を踏まえて判断する。

ア 「法人その他の団体」には、株式会社等の会社法(平成17年法律第86号)上の会社、一般財団法人、一般社団法人、学校法人、宗教法人等の民間の法人のほか、政治団体、外国法人、権利能力なき社団等が該当する。

イ 「法人その他の団体に関する情報」は、次のいずれかに該当する場合をいう。

(ア) 法人等の組織や事業に関する情報

(イ) 法人等の権利利益に関する情報

(ウ) 上記のほか法人等との関連性を有する情報

(エ) 法人等の構成員に関する情報

※構成員に関する情報は、各構成員の個人に関する情報でもある。

ウ 「事業を営む個人の当該事業に関する情報」は、事業に関する情報であって、法人等に関する情報と同様の要件により、事業を営む上での正当な利益等について不開示情報に該当するかどうか判断するものとする。

(2) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報(条例第6条第3号ただし書)には、当該情報を不開示にすることによって保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益と、これを開示することにより保護される人の生命、健康等の利益とを比較衡量し、後者の利益を保護することの必要性が上回る場合が該当する。また、現実に人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来、これらが侵害される蓋然性の高い場合も含まれる。

なお、この判断に当たっては、開示することの利益と不開示されないことの利益との調和を図ることが重要であり、個別の事案に応じて慎重な検討が必要である。

(3) 県の機関等の契約又は当該契約に関し作成された県の機関等の支出に係る公文書に用いられた情報(氏名又は名称、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び電話番号並びに法人にあってはその代表者の氏名に限る。)(条例第6条第3号ただし書)は、法人等の情報として不開示情報とはしない。

(4) 当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの(条例第6条第3号ア)については、次の事項を踏まえて判断する。

ア 「権利」には、信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権等、法的保護に値する権利一切が該当する。

イ 「競争上の地位」には、法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位が該当する。

ウ 「その他正当な利益」には、ノウハウ、信用等、法人等又は事業を営む個人の運営上の地位が該当する。

エ 「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人の性格や権利利益の内容、性質等に応じ、当該法人等又は事

業を営む個人の権利の保護の必要性、当該法人等又は事業を営む個人と行政との関係等を十分考慮して適切に行う。

なお、この「おそれ」には、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められる。

- (5) 任意に提供された情報（条例第6条第3号イ）については、次の事項を踏まえて判断する。ただし、開示しないとの条件が付されていても、現に当該情報が公になっている場合、同種の情報が既に開示されているなどの事情がある場合には、不開示情報に該当しないものとする。

ア 「実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供された」情報には、実施機関の要請を受けずに、法人等又は事業を営む個人から提供申出があった情報であって、提供に先立ち、法人等又は事業を営む個人の側から開示しないとの条件が提示され、実施機関において合理的理由があるとしてこれを受諾した上で提供を受けた場合も該当する。

イ 「実施機関の要請」には、法令に基づく報告又は提出の命令は該当しないが、実施機関の長が報告徴収権限を有する場合であっても、当該権限を行使することなく、任意に提出を求めた場合は該当する。

ウ 「開示しない」には、法や条例に基づく開示請求に対して開示しない場合が該当するだけでなく、第三者に対して当該情報を提供しない場合も該当する。

エ 「条件」は、次のいずれかに該当する場合をいう。

なお、これらは双方の合意により成立する。

(ア) 実施機関の側から開示しないとの条件で情報の提供を申し入れた場合

(イ) 法人等又は事業を営む個人の側から実施機関の要請により情報は提供するが、開示しないでほしいと申し出た場合

オ 「法人等又は個人における通例」には、当該法人等又は個人の個別具体的な事情ではなく、当該法人等又は個人が属する業界における通常の見取りが該当する。

4 公共の安全等に関する情報についての判断基準

公共の安全等に関する情報（条例第6条第4号）について、次の事項を踏まえて判断する。

- (1) 「犯罪の予防」には、犯罪の発生を未然に防止することが該当する。
- (2) 「犯罪の鎮圧」には、犯罪が正に発生しようとするのを未然に防止すること及び犯罪が発生した後において、その拡大を防止し、又は終息させることが該当する。
- (3) 「犯罪の捜査」には、捜査機関において犯罪があると思料するときに、公訴の提起などのために犯人及び証拠を発見・収集・保全することが該当する。
- (4) 「公訴の維持」には、提起された公訴（検察官が裁判所に対し、特定の刑事事件について審判を求める意思表示をすることを内容とする訴訟行為をい

う。)の目的を達成するため、終局判決を得るまでに検察官が行う公判廷における主張・立証、公判準備などの活動が該当する。

(5)「刑の執行」には、犯罪に対して科される制裁を刑といい、刑法(明治40年法律第45号)に規定された死刑、拘禁刑、罰金、拘留、科料、没収、追徴及び労役場留置の刑又は処分を具体的に実施することが該当するほか、保護観察、勾留の執行、保護処分の執行、観護措置の執行、補導処分の執行、監置の執行、過料、訴訟費用、費用賠償及び仮納付の各裁判の執行、恩赦など刑の執行に密接に関連するものも該当する。

(6)「公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ」は、次に該当するものをいう。

ア 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持及び刑の執行に代表される刑事法の執行に支障を及ぼすおそれ

イ 刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)以外の特別法により、臨検、捜索、差押え、告発等が規定されているものであって、犯罪の予防・捜査とも関連し、刑事司法手続に準ずるものと考えられる犯則事件の調査、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)違反の調査等や、犯罪の予防・捜査に密接に関連する破壊的団体(無差別大量殺人行為を行った団体を含む。)の規制、暴力団員による不当な行為の防止、つきまとい等の規制、強制退去手続に関して支障を及ぼすおそれ

ウ テロ等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害や、特定の建造物又はシステムへの不法な侵入・破壊を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれ

エ 被疑者・被告人の留置・勾留に関する施設保安に支障を生ずるおそれ

(7)「おそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」に該当するかどうかの判断に当たっては、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧、捜査等の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれのある情報の性質上、開示・不開示の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を必要とする。

5 審議、検討等情報についての判断基準

審議、検討等情報(条例第6条第5号)については、次の事項を踏まえて判断する。

(1) 県の機関等(県が設立した地方独立行政法人並びに佐賀県土地開発公社及び佐賀県道路公社を含む。以下同じ。)、国、独立行政法人等、地方公共団体(県の機関を除く。以下同じ。)及び地方独立行政法人(県が設立した地方独立行政法人を除く。以下同じ。)(以下これらを「地方公共団体の機関等」という。)の機関の内部又は他の機関との相互間における審議、検討又は協議に関する情報には、次に掲げるものに関連して作成され、又は取得されたものなどが該当する。

ア 地方公共団体の機関等の事務及び事業について意思決定が行われる場

合に、その決定に至るまでの過程において、具体的な意思決定の前段階としての政策等の選択肢に関する自由討議等

イ 地方公共団体の機関等の事務及び事業について意思決定が行われる場合に、その決定に至るまでの過程において、一定の責任者の段階での意思統一を図るための協議及び打合せ並びに決裁を前提とした説明及び検討

ウ 審議会等又は地方公共団体の機関等が開催する有識者等を交えた研究会等における審議及び検討

(2) 「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」には、開示することにより外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合が該当する。

(3) 「不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ」には、未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報などを開示することにより、誤解や憶測を招き、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれが該当する。

(4) 「特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」には、尚早な時期に、あるいは事実関係の確認が不十分なままで情報を開示することにより、不正な投機を助長するなどして、特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼすおそれが該当する。

(5) 上記(2)から(4)までにおける「不当に」には、審議、検討等の途中の段階の情報を開示することの必要性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保等への支障が看過し得ない程度のものであることが該当する。

なお、これに該当するかどうかの判断は、当該情報の性質に照らし、開示することによる利益と不開示にすることによる利益とを比較衡量した上で行う。

(6) 審議、検討等に関する情報については、地方公共団体の機関等としての意思決定が行われた後であっても、次の場合には該当するかどうかの判断を行うこととする。

ア 当該意思決定を前提として次の意思決定が行われる等審議、検討等の過程が重層的、連続的な場合

イ 当該審議、検討等に関する情報が開示されると、県民の間に混乱を生じさせる場合及び将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがある場合

6 事務又は事業に関する情報についての判断基準

事務又は事業に関する情報（条例第6条第6号）についての判断基準については、次の事項を踏まえて判断する。

(1) 「次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」（条例第6条第6号本文）については、次の事項を踏まえて判断する。

ア 「当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」の判断は、当該事務又は事業の目的、その目的達成のため

の手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかにより行う。この判断に当たっては、事務又は事業の根拠となる規定・趣旨に照らし、公益的な開示の必要性等の種々の利益を衡量した上で行う。

イ 「支障」の程度は、名目的なものでは足りず実質的なものを必要とする。

ウ 「おそれ」の程度は、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性を必要とする。

- (4) 「監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」(条例第6条第6号ア)については、次の事項を踏まえて判断する。

ア 「監査」には、主として監察的見地から、事務又は事業の執行及び財産の状況の正否を調べることが該当する。

イ 「検査」には、法令の執行確保、会計経理の適正確保、物資の規格、等級の証明等のために帳簿書類その他の物件等を調べることが該当する。

ウ 「取締り」には、行政上の目的による一定の行為の禁止又は制限について適法又は適正な状態を確保することが該当する。

エ 「試験」には、人の知識、能力等又は物の性能等を試すことが該当する。

オ 「租税の賦課若しくは徴収」には、国又は地方公共団体が、公租公課を特定の人に割り当てて負担させ、又は租税その他の収入金を取ることが該当する。

カ 「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」は、具体的には、監査等の対象、実施時期、調査事項等の詳細な情報であって、次のいずれかに該当するような場合をいう。

(ア) 事前に開示すると、適正かつ公正な評価や判断の前提となる事実の把握が困難となる場合

(イ) 事前に開示すると、行政客体における法令違反行為又は法令違反には至らないまでも妥当性を欠く行為を助長するほか、巧妙に行うことにより隠蔽をするなどのおそれがある場合

(ウ) 事後であっても、監査内容等の詳細についてこれを開示すると今後の法規制を免れる方法を示唆することになるような場合

- (5) 「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県の機関等、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」(条例第6条第6号イ)については、次の事項を踏まえて判断する。

ア 「契約」には、相手方との意思表示の合致により法律行為を成立させることが該当する。

イ 「交渉」には、当事者が、対等の立場において相互の利害関係事項に関し一定の結論を得るために協議、調整などの折衝を行うことが該当する。

ウ 「争訟」には、訴訟、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）に基づく不服申立てその他の法令に基づく不服申立てが該当する。

エ 「国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」は、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が一方の当事者となる契約等であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

(ア) 用地取得等の交渉方針や用地買収計画案を開示することにより、適正な額での契約が困難になり財産上の利益が損なわれるおそれがある場合

(イ) 交渉や争訟等の対処方針等を開示することにより、当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがある場合

(6) 「調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」（条例第 6 条第 6 号ウ）は、具体的には、調査研究に係る事務に関する情報であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

ア 知的所有権に関する情報、調査研究の途中段階の情報など、一定の期日以前に開示することにより成果を適正に広く県民に提供する目的を損ね、特定の者に不当な利益や不利益を及ぼすおそれがある場合

イ 試行錯誤の段階の情報で、開示することにより、自由な発想、創意工夫や研究意欲が不当に妨げられ、減退するなど、能率的な遂行を不当に阻害するおそれがある場合

(7) 「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」（条例第 6 条第 6 号エ）には、具体的には、人事管理に係る事務に関する情報であって、勤務評定や人事異動、昇格等の人事構想等を開示することにより、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれが該当する。

(8) 「国若しくは地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等、地方独立行政法人若しくは土地開発公社等に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ」（条例第 6 条第 6 号オ）には、企業経営という事業の性質上、企業経営上の正当な利益を害するおそれが該当する。ただし、正当な利益の内容については、経営主体、事業の性格、内容等に応じて判断する必要があり、その範囲は、より狭いものとなる場合があり得ることに留意する。

第 4 部分開示に関する判断基準

開示請求に係る行政文書について、条例第 7 条に基づき部分開示をすべき場合に該当するかどうかの判断は、次の基準により行う。

1 開示請求は公文書単位で行われるものであるため、一件の公文書に複数の情報が記録されている場合には、各情報ごとに不開示情報に該当するかどうかを審査する必要がある。そのうえで、開示請求に係る公文書に不開示情報が記録されている場合に、部分的に開示できるかどうかの判断を行う必要がある。

2 「容易に、かつ、請求の趣旨が損なわれない程度に分離することができるとき」とは、不開示情報に係る部分とそれ以外の部分とを分離することが物理的・

技術的に困難ではなく、また、時間・経費等から判断しても容易であり、かつ、不開示情報が記録されている部分を分離した残りの部分の開示であっても、請求の趣旨が損なわれることがないと判断される場合をいう。

第5 裁量的開示に関する判断基準

条例第9条に基づく裁量的開示を行うかどうかの判断は、条例第6条の規定が適用され不開示となる場合（条例第6条第2号のに掲げる不開示情報が記録されている場合を除く。）であっても、なお開示する公益上の必要性があると認められるかどうかにより行う。

第6 公文書の存否に関する情報についての判断基準

開示請求に対し、公文書の存否を明らかにしないで当該開示請求を拒否すべき場合（条例第10条第5項）の判断は、次の基準により行う。

- 1 開示請求に係る公文書が実際にあるかないかにかかわらず、開示請求された公文書の存否について回答すれば、不開示情報を開示することとなる場合
- 2 開示請求された公文書の存否について回答すれば、開示請求に含まれる情報と不開示情報該当性とが結合することとなり、当該公文書の存否を回答できない場合